

## 「滋賀県動物愛護管理推進計画（素案）」に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

### 1 県民政策コメントの実施結果

令和5年10月20日（金）から令和5年11月30日（木）までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県動物保護管理推進計画（素案）」についての意見・情報の募集を行い、77件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

### 2 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
第1章 計画の趣旨および位置づけ	0件
第2章 これまでの取組の成果	0件
第3章 国の動き	0件
第4章 施策展開の方向	9件
第5章 具体的な取り組み	
<施策1> 動物の適正飼養の推進	21件
<施策2> 動物の終生飼養の推進	9件
<施策3> 狂犬病予防の推進	1件
<施策4> 動物取扱業の適正化	5件
<施策5> 動物の返還・譲渡の推進	8件
<施策6> 動物愛護の普及啓発	5件
<施策7> 実験動物および産業動物の適正飼養の推進	6件
<施策8> 災害時等の体制整備	4件
<施策9> 関係者間の協力体制の構築	4件
第6章 計画の総合的な推進	1件
用語解説	0件
その他	4件
意見・情報計	77件

### 3 提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

別紙のとおり

滋賀県動物愛護管理推進計画（素案）に対して提出された意見・情報および県の考え方について

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
第4章 施策展開の方向					
1	7	166	動物福祉視線	○「県民の動物愛護意識を高め・・・」を「県民の動物福祉視線、動物愛護意識の向上を図り・・・」と記せないか。	御意見を踏まえ、動物福祉視線をよりわかりやすくするために「動物が大切に扱われ健康で幸せな状態で終生飼養されるよう」と表現し、加筆修正します。
2	7	177	ボランティア	○愛護ボランティアの育成をどの様に実施するのか明示してほしい。	施策5に記載のとおり、ミルクボランティアの拡大に取り組むこととしており、ボランティアの募集方法、育成方法、活動内容などについては、動物愛護推進員から意見を伺いながら検討してまいります。 また、動物保護管理センターで引き取った高齢犬猫や家庭に慣れるまで時間のかかる犬猫の一時預かりボランティアについて検討してまいります。
3	7	180	ボランティア	○動物愛護ボランティアに対して、保護動物を受け入れる際の感染症拡大を防ぐための警鐘や講習を実施してほしい。	施策8に記載のとおり、動物愛護推進員を委嘱しており、動物愛護推進員を対象に研修等を実施しています。今後、動物愛護ボランティアとの連携を進める中で、感染症拡大を防ぐための講習等についても検討してまいります。
4	7 25	185 588	動物取扱業	○第一種動物取扱業の新規登録に際し、飼養管理基準の遵守状況を厳格に審査するなど登録審査の厳格化について追記してほしい。	動物取扱業に対する基準や遵守事項については、動物の愛護及び管理に関する法律をはじめとする法令により規制されており、登録にあたっては、法令に則り厳正に審査を行っています。 なお、施策4に記載のとおり、県は定期的な立ち入り検査等を実施し、飼養管理基準に基づき指導を行います。
5	8	197	同行避難	○民間イベント会場を利用した同行避難訓練を実施してはどうか。	施策8に記載のとおり、商業施設等を活用した同行避難の周知・理解促進に取り組んでまいります。 同行避難訓練については、飼い主による同行避難とともに、避難所での飼育をスムーズに開始するための訓練を行うことが重要と考えており、各市町や自治会の防災訓練と併せて実施してまいりたいと考えています。

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
6	8	201-202	致死処分 ゼロ	○犬猫致死処分ゼロに向けて、行政も返還や譲渡活動を行っているが、そのような活動しなくてもすむようにペットの管理法をしっかりと作るべきである。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。 なお、ペットとして飼育する動物に関して、動物の愛護及び管理に関する法律が制定されています。同法では、県による犬猫の引取りと併せて、所有者等の責務や普及啓発について規定されており、動物愛護意識がより一層向上し、譲渡活動や返還活動が必要となる犬猫が減少するよう取り組んでまいります。
7	8	201-202	致死処分 ゼロ	○この度、殺処分をなくしていくという方針になり、本当に良かったと思う。	第4章に記載のとおり、実質的致死処分ゼロに向けて取り組みを進めてまいります。 この目標が達成できるよう、県民の幅広い層に対して、適正飼養の推進による収容頭数の減少と譲渡の拡大をはじめとした動物愛護管理施策への自主的な参画を促してまいります。
8	8	204	譲渡推進	○攻撃性のある犬は、プロのドッグトレーナーに、しつけや人慣れを目指してもらい、殺処分を避けてほしい。	施策5に記載のとおり、馴化や慎重な譲渡先の選定が必要な犬や猫の譲渡を推進するため仲介者譲渡に取り組んでおります。犬に攻撃性が認められた場合であっても、接し方や飼育環境により危害発生を防止できるものについては、その犬の性質を十分に理解した新しい飼い主へお譲りできるよう、引き続き、動物愛護推進員等と連携して取り組んでまいります。
9	8	204	致死処分 方法	○致死処分に至る可能性のある個体に関しても最期まで動物福祉に沿った対応をしてほしい。致死処分方法についても、職員、動物の精神的、身体的ストレスへの最大限の配慮を常に模索して頂きたい。	動物保護管理センターでは、第一種動物取扱業および第二種動物取扱業が取り扱う動物の管理方法等の基準に準じ、飼養管理を行っています。 致死処分方法については、動物の愛護及び管理に関する法律第40条第1項および動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総務省告示第40号）に「できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法で行うよう」示されており、県では麻酔薬の投与により実施しているところです。 また、第4章に記載のとおり、「犬猫の実質的な致死処分ゼロ」を達成することにより、致死処分の減少と併せて職員の負担軽減が図られると考えております。































